

第4章

計画の推進

1 計画の総合的な推進

(1) 各主体の役割

砺波市が目指す男女共同参画社会の実現及び基本目標の達成に向け、市民、事業者等、行政がそれぞれの役割を担い、協働による計画推進を図ります。

○市民の役割

- ・一人ひとりが男女共同参画に対する理解を深め、身近な生活の中における固定的な性別役割分担や人権侵害の存在に気づき、これをなくしていくこと。
- ・男女とも、互いの違いを尊重し、家庭、職場、地域生活等において、責任を分かち合いながら協力していくこと。
- ・男女共同参画の形成に向けた各主体（市民・事業者等・行政）が行う取組に積極的に協力していくこと。

○事業者等の役割

- ・就労者が職業活動と家庭、地域における活動と両立できるような体制づくりに努めること。
- ・職場における不当な差別や格差、人権侵害をなくし、個性と能力を十分発揮できる職場環境を整備すること。
- ・男女共同参画の形成に向けた各主体（市民・事業者等・行政）が行う取組に積極的に協力していくこと。

○行政の役割

- ・市民、事業者等及び市職員に対し、砺波市の基本理念の浸透を図るとともに、自ら率先して男女共同参画を推進すること。
- ・市民、事業者等、県及び国との十分な連携・協力体制のもと、男女共同参画社会の形成に向けた施策を実施していくこと。
- ・市民及び事業者等の男女共同参画社会の形成に向けた主体的な取組に対し、積極的に協力していくとともに、取組を促す環境の整備を推進すること。

(2) 連携の強化

計画に掲げる施策を効果的に推進するため、各担当部署間の連携体制を強化するとともに、地域で活動する各種団体や関係機関等、県、国との連携・協力により推進していくこととします。

○庁内連携

本計画に掲げる施策は、多くの分野にわたっていることから、本計画の事業を確実に推進するため、事業担当部署との連携を図り推進体制を強化するとともに、全庁をあげて取り組んでいきます。

○関係機関・各種団体との連携

地域で活動する各種団体や関係機関等と本計画の基本理念及び目標を共有し、連携・協力しながら施策を推進していきます。

○国・県・他市町村との連携

国・県が推進する男女共同参画推進施策に対しては、他市町村と協調した事業を推進するとともに、市単独で行うことが困難な広域的、専門的な事業については、指導や助言、協力を得て施策を推進していきます。

さらに、国・県・他市町村との情報交換や交流を図り、効果的な施策の推進を目指します。

(3) 進捗状況の確認・公表

計画に掲げる施策の実効性を確保するため、各課題において「成果指標」を掲げ、取組に対する実施状況及び目標の達成状況を定期的に砺波市男女共同参画市民委員会などにより検証・確認し、公表していきます。

また、新たな課題や環境の変化にも対応できるよう、必要に応じて計画内容の見直しを行います。

【計画の推進のイメージ図】

